

別表（帯広市公営企業告示第 62 号）

1	工事番号	2				
2	工事概要	工事名	第 5 工区配水管布設工事			
		工事場所	帯広市西16条南5丁目 外			
	工事内容	配水管布設 PP	φ 50mm	L=8.3m		
		配水管布設 DIP(NE)	φ 75mm	L=860.9m		
		配水管布設 DIP(NE)	φ 100mm	L=581.2m		
		既設管接続	17箇所			
		既設給水管取付替工	98箇所			
		消火栓移設	4基			
	工期	契約締結日の翌日（翌日が土曜日、日曜日及び休日の場合は、翌開庁日）から 令和2年2月10日 まで				
3	予定価格	(10%消費税込み額)	115,478,000 円			
4	発注方式	共同企業体施工				
		構成員の数	3			
5	参加資格要件	代表者	構成員	構成員		
		工種	水道施設工事	水道施設工事	水道施設工事	
		所在地	帯広市内に建設業許可の本店を有する者であること。	帯広市内に建設業許可の本店を有する者であること。	帯広市内に建設業許可の本店を有する者であること。	
		施工実績 ※平成16年4月1日以降に工事が完成、引渡しが済んでいるもの。（共同企業体で施工した工事を実績としようとするときは、当該共同企業体の構成員として出資比率が20%以上の場合に限る。）	上水道管布設工事について、同種（配水管）又は類似（取水管・導水管・送水管）工事の元請として次の施工実績があること。 管種・呼び径：ダクタイル鋳鉄管・φ 75 mm以上 施工延長 : 100 m 以上	上水道管布設工事について、同種（配水管）又は類似（取水管・導水管・送水管）工事の元請として次の施工実績があること。 管種・呼び径：ダクタイル鋳鉄管・φ 75 mm以上 施工延長 : 100 m 以上	上水道管布設工事について、同種（配水管）又は類似（取水管・導水管・送水管）工事の元請として次の施工実績があること。 管種・呼び径：ダクタイル鋳鉄管・φ 75 mm以上 施工延長 : 100 m 以上	
		技術者	告示文を参照及び配水管技能者登録証を有すること。種別が耐震継手であること。	告示文を参照及び配水管技能者登録証を有すること。種別が耐震継手であること。	告示文を参照及び配水管技能者登録証を有すること。種別が耐震継手であること。	
		その他	帯広市指定給水装置工事事業者であること。	帯広市指定給水装置工事事業者であること。	帯広市指定給水装置工事事業者であること。	
		当該工事に係る設計業務等の受託者	株式会社松田技術コンサルタント・株式会社富士雄設計コンサルタント			
6	入札参加意思の確認	入札参加意思表明書	提出が必要			
7	入札参加資格申請のその他必要書類	資本関係・人的関係調書	提出が必要			
		特定建設工事共同企業体協定書	提出が必要			
		配置予定技術者経歴書	提出が必要（代表者及び全ての構成員）（入札後、最低価格入札者のみ）			
		実績書	提出が必要（入札後、最低価格入札者のみ）			
		技術者	上記5の資格を証する書類の写しを提出すること。（入札後、最低価格入札者のみ）			
8	入札書以外の指定書類	工事費内訳書	提出が必要			

9	落札者の決定方法		当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ帯広市低入札価格調査及び最低制限価格実施要綱（平成20年4月1日制定）に規定する最低制限価格を設けるものとする。この場合、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
10	契約締結に関する事項	契約締結期限	落札決定の通知を受けた日から7日後（7日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）まで。 期限までに契約を締結しないときは、落札を取り消す。
		契約保証金	納付（ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。）
11	前払金、中間前払金及び部分払（令和元年9月30日までに請求を受け支払う前払金、中間前払金及び部分払には消費税の税率改正による消費税の増加分を含まないものとする）	前払金	契約金額が250万円以上の工事については、請求により契約金額の4/10の範囲において前金払をする。
		中間前払金	契約金額が250万円以上かつ工期が90日以上工事であり市が定める要件を満たす場合には、請求により前金払に加え工事代金の2/10の範囲において追加的に前払いすることができる。ただし、部分払との併用はできない。
		部分払	契約金額が1,000万円以上の工事について、出来形部分の工事金額500万円を超えるごとに部分検査を行い、その9/10以内に相当する金額の部分払をすることができる。ただし、部分払は2回を限度とする。
12	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に規定する対象工事		対象工事である
13	注意事項		(1)告示本文及び入札説明書を参照のこと。 (2)本工事は、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度及び地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する事務取扱」の対象工事である。 (3)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
14	施工担当課		水道課